

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株 式 会 社 セ ブ ン 銀 行
代表取締役社長 二子石 謙 輔

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年6月18日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」(60頁から61頁まで)をご参照のうえ、上記の行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月19日(木曜日)午前10時(開場午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第13期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
2. 第13期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役11名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

第13期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン&アイHLDGS.のグループ各社（以下、「グループ」という）のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービスを提供するという事業を展開しております。

また、当社に口座をお持ちの個人のお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービスなどの身近で便利な口座サービスを提供しております。こうしたサービスは全国19,000台以上のATMだけでなくパソコンやスマートフォン、携帯電話などからもご利用いただけます。

金融経済環境

わが国の景気は、緩やかな回復軌道にあり、消費税率引き上げに伴う影響は懸念されるものの、回復基調は続くと思われま。

金融面では引き続き緩和状態にあり、企業の資金調達コストは低水準で推移し、金融機関の貸出スタンスの改善と相俟って資金調達環境は良好な状態にあります。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も、グループ内外へのATM設置推進等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、新たに四国銀行（平成25年4月）、三重銀行（平成25年4月）、伊予銀行（平成25年4月）、愛媛銀行（平成25年4月）、高知銀行（平成25年4月）、島根銀行（平成25年11月）のほか、信用組合1組合、証券会社2社、その他金融機関1社と提携いたしました。この結果、当年度末現在の提携金融機関は、銀行119行^(注1)、信用金庫261庫^(注2)、信用組合131組合^(注3)、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社11社^(注4)、生命保険会社8社、その他金融機関43社^(注5)の計589社^(注6)と

なりました。

A T M設置については、グループ内では、セブン-イレブン店舗の新規出店に合わせて展開し、セブン-イレブンが平成25年3月に新規進出した四国地域でも順調に台数を伸ばしました。また、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M増設（当年度末現在の複数台数設置店舗は1,253店）を行いました。一方、グループ外では外国人観光客が訪れる場所で海外発行カードが利用できるA T Mへのニーズに応える形で平成25年6月に岐阜県高山市の十六銀行高山駅前支店内に設置したほか、お客さまのご利用ニーズの高い商業施設や駅等への展開を推進いたしました。これまで設置を進めてきた東京メトロ各駅でも平成26年3月以降順次追加設置し、平成26年5月までに合計57駅に74台の設置見込みとなりました。

また、A T Mサービスをより充実させるため、処理スピードや操作性向上、セキュリティ強化、省電力化を一層進めた第3世代A T Mへの入替を進めており、全A T Mの約7割に当たる入替（当年度末現在の第3世代A T M台数は13,080台）が完了いたしました。

以上の取り組みの結果、A T M設置台数は19,514台（前年度末比7.6%増）になりました。また、当年度のA T M 1日1台当たりの平均利用件数は107.8件（前年度比3.0%減）、総利用件数は736百万件（同5.3%増）と推移いたしました。

- (注) 1. 平成26年3月末の提携銀行数は、前年度末（113行）から新規提携により6行増加し、119行となりました。
2. 平成26年3月末の提携信用金庫数は、前年度末（264庫）から合併により3庫減少し、261庫となりました。
3. 平成26年3月末の提携信用組合数は、前年度末（132組合）から新規提携により1組合増加、合併により2組合減少し、131組合となりました。
4. 平成26年3月末の提携証券会社数は、前年度末（9社）から新規提携により2社増加し、11社となりました。
5. 平成26年3月末のその他金融機関数は、前年度末（42社）から新規提携により1社増加し、43社となりました。
6. J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

② 金融サービス事業の状況

平成26年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,214千口座（前年度末比13.8%増）、預金残高は3,121億円（同24.2%増）、個人向けローンサービスの残高は52億円（同55.1%増）となりました。

また、海外送金サービスは契約口座数、送金件数ともに順調に増加し、当年度の年間送金件数は前年度の2倍以上となる391千件となりました。平成25年10月には海外送金サービスの新たな営業拠点として愛知県に名古屋・栄出張所を開設したほか、平成26年1月にはよりご利用しやすいよう送金限度額の増額等を実施いたしました。

③ 海外子会社について

当社の連結子会社Financial Consulting & Trading International, Inc.（以下、「F C T I」という）は、平成25年9月に米国Global Access Corp. およびそのA T M子会社が保有するA T M事業を買収いたしました。この結果、F C T Iの平成25年12月末現在のA T M台数は7,176台となりました。F C T Iの連結対象期間（平成25年1月～12月期）の業績は、経常収益58.9百万米ドル、経常利益0.3百万米ドル、当期純利益1.0百万米ドルとなりました。

また、平成25年11月にはインドネシアにおいて次年度中に現地企業と合弁で当社子会社を設立する合弁契約を締結いたしました。

④ 経営成績

当年度の当社業績は、経常収益が99,832百万円（前年度比6.0%増）、経常利益が37,142百万円（同16.0%増）、当期純利益が22,325百万円（同14.3%増）となりました。

A T M設置台数の増加と預貯金金融機関の取引件数伸長に加え、改正貸金業法施行によるノンバンク取引減少の底打ちにより、総利用件数が着実に増加したため、増収増益となりました。

なお、連結経常収益は105,587百万円（前年度比11.1%増）、連結経常利益は35,786百万円（同12.2%増）、連結当期純利益は21,236百万円（同9.5%増）となりました。

⑤ 資産、負債及び純資産の状況

総資産は785,380百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が504,462百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が110,394百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が92,786百万円となっております。

負債は634,237百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）437,588百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が158,989百万円、個人向け定期預金残高が153,165百万円となっております。

純資産は151,142百万円となりました。このうち利益剰余金は89,749百万円となっております。

当社が対処すべき課題

平成26年度は、セブン-イレブン店舗の新規出店に伴うA T M設置が着実に進むことから底堅い収益環境が見込まれます。一方で、内外マクロ経済の変化により当社の収益環境も影響を受ける可能性があります。

こうした中で、当社が持続的な成長を実現するためには、①A T M事業の更なる強化、②金融サービス事業の早期収益化、③海外事業および新事業構築への取り組み等により、収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対する具体的な取り組みは以下のとおりであります。

①A T M事業については、提携金融機関と設置台数の拡大に加え、グループ外設置A T Mを中心に稼働率向上に取り組んでまいります。提携金融機関の拡大については、A T Mをご利用いただくお客さまの更なる利便性向上を目指し、引き続き未提携金融機関にアプローチしてまいります。設置台数の拡大については、グループ内への着実な設置を継続しつつ、グループ外への展開を更に積極的に進めます。A T Mの稼働率向上については、グループ外設置において多くのお客さまのご利用が見込める設置場所の選定やグループ内を含め設置後のA T Mの利用促進活動を推進いたします。加えて、平成23年度から本格的に開始した第3世代A T Mへの入れ替えを着実に進めるとともに、安心安全にA T Mをご利用できる環境の整備に努めてまいります。

②金融サービス事業については、当社口座の利便性向上を図るとともに、各サービスの早期収益化を目指してまいります。海外送金サービスは、利用者層の開拓、拡大に一層努めてまいります。個人向けローンサービスは、認知度向上による契約口座数増加を図ります。

③海外事業については、前期に買収した米国子会社について、当社とのシナジーを生み出せるよう両社のノウハウ・強みの共有、相互補完、そしてそれらを実現可能にする人材の育成を進めてまいります。また、平成26年度に現地企業との合弁により進出予定のインドネシアはアジアの成長力を取り込むための橋頭堡として位置付けた事業展開を図ります。その他の新事業については、当社が有するノウハウ、インフラを最大限活用できるようなビジネスチャンスの開拓に取り組んでまいります。

当社ではこれらの取り組みを通じ、A T M事業の強化と新たな収益基盤の構築により、株主の皆さまのご期待に答えてまいります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	3,126	3,315	3,943	4,375
定期性預金	1,406	1,349	1,549	2,097
その他	1,720	1,966	2,394	2,278
社 債	900	540	1,390	1,150
貸 出 金	5	19	33	52
個人向け	5	19	33	52
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	999	988	836	1,103
国 債	956	966	706	810
その他	43	21	129	293
総 資 産	6,000	6,529	8,094	7,853
内 国 為 替 取 扱 高	241,459	267,094	277,536	293,264
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 0	百万ドル 15	百万ドル 85	百万ドル 155
経 常 利 益	百万円 27,449	百万円 29,557	百万円 32,013	百万円 37,142
当 期 純 利 益	百万円 16,008	百万円 17,267	百万円 19,515	百万円 22,325
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 13 19	円 銭 14 49	円 銭 16 38	円 銭 18 74

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。平成22年度及び平成23年度の1株当たり当期純利益については、当該株式分割が平成22年度期首に行われたと仮定して遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	—	—	949	1,055
連結経常利益	—	—	318	357
連結当期純利益	—	—	193	212
連結包括利益	—	—	204	237
連結純資産額	—	—	1,380	1,534
連結総資産額	—	—	8,125	7,903

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成24年度より、連結計算書類を作成しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	327人	336人
平均年齢	42歳 6月	42歳 8月
平均勤続年数	6年 2月	5年 7月
平均給与月額	433千円	447千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、役員、執行役員、嘱託社員、社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外からの出向者を含めた使用人数であります。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
東京都	21	(3)	21	(3)
埼玉県	1	(1)	1	(1)
千葉県	1	(1)	1	(1)
愛知県	1	(1)	—	(-)
合計	24	(6)	23	(5)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗6出張所であります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを17,866か所（前年度末16,531か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
本店 名古屋・栄出張所	愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号

(注) 当年度において店舗外ATMを1,728か所新設し、393か所廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
株式会社ももしホットライン	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務

ニ 銀行が営む銀行代理業者等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社三井住友銀行
株式会社千葉銀行
株式会社埼玉りそな銀行
ソニー銀行株式会社
オリックス銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	24,054
---------	--------

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
ATM	13,858
ソフトウェア	7,933

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	純粋持株会社	平成17年9月1日	百万円 50,000	% 45.81 (45.81)	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。

なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
Financial Consulting & Trading International, Inc.	米国カリフォルニア州	ATM運営事業	1993年8月25日	百万米ドル 19	% 100	—

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,000
日本生命保険相互会社	4,000
明治安田生命保険相互会社	2,000
三井住友海上火災保険株式会社	2,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
安 齋 隆	代表取締役会長	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	—
若 杉 正 敏	取締役副会長執行役員 〔担当〕 人事部		—
二子石 謙 輔	代表取締役社長 〔担当〕 監査部		—
舟 竹 泰 昭	取締役専務執行役員 企画部長 〔担当〕 企画部、総務部、 業務改革部		—
石 黒 和 彦	取締役常務執行役員 システム部長 〔担当〕 システム部、ATMソ リューション部、商品 サービス部		—
大 泉 琢	取締役常務執行役員 海外事業部長 〔担当〕 調査部、資金証券部、 ATM業務管理部、 海外事業部		—
大 橋 洋 治	取 締 役 (社外)	ANAホールディングス株式会社取締役会長	—
宮 崎 裕 子	取 締 役 (社外)	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所パートナー)	—
大 橋 周 治	取 締 役 (社外)	公認会計士、経営コンサルタント (大橋周治事務所所長)	—
翁 百 合	取 締 役 (社外)	株式会社日本総合研究所理事	—
清 水 明 彦	取 締 役 (社外)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員 経理部シニアオフィサー	—
池 田 俊 明	常 勤 監 査 役		—
片 田 哲 也	監 査 役 (社外)		—
牛 尾 奈 緒 美	監 査 役 (社外)	明治大学情報コミュニケーション学部教授	—
松 尾 邦 弘	監 査 役 (社外)	弁護士 (松尾邦弘法律事務所所長)	—

(注) 1. 当該事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

(氏 名)	(辞任時の地位)	(辞任年月日)
日 野 正 晴	監査役 (社外)	平成25年6月18日

2. 大橋洋治氏、大橋周治氏、翁百合氏、片田哲也氏、牛尾奈緒美氏及び松尾邦弘氏につきましては、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	13 名	356 (うち 報酬以外の金額 67)
監 査 役	5 名	49
計	18 名	406 (うち 報酬以外の金額 67)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、平成25年7月5日の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役6名に付与した新株予約権 67百万円が含まれております。
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額 10百万円を支払っております。
 4. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
 5. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
 また、取締役報酬額とは別枠で、取締役に對し付与されるストック・オプションの限度額について年額100百万円以内と決議いただいております。
 6. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大 橋 洋 治	ANAホールディングス株式会社取締役会長 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
宮 崎 裕 子	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
大 橋 周 治	公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
清 水 明 彦	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員経理部シニアオフィサー 同社は当社の親会社であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。
片 田 哲 也	該当ありません。
牛 尾 奈 緒 美	明治大学情報コミュニケーション学部教授 同大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
松 尾 邦 弘	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大橋洋治	平成20年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回のうち11回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
宮崎裕子	平成24年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
大橋周治	平成25年6月から現在まで	就任後開催の取締役会10回全て出席	公認会計士及び経営コンサルタントとしての経験から、経営方針、業務運営面等について、意見の表明等を行っております。
翁百合	同上	就任後開催の取締役会10回全て出席	経済・金融情勢に係る専門家及び大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
清水明彦	同上	就任後開催の取締役会10回全て出席	株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
片田哲也	平成22年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回のうち11回出席 当年度開催の監査役会12回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
牛尾奈緒美	平成23年6月から現在まで	当年度開催の取締役会12回のうち11回出席 当年度開催の監査役会12回全て出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
松尾邦弘	平成25年6月から現在まで	就任後開催の取締役会10回のうち9回出席 就任後開催の監査役会9回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	11名	67	20

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社外役員に対する役員賞与金、ストック・オプション及び退職慰労金はありません。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 普通株式 4,763,632千株
 発行済株式の総数 普通株式 1,190,949千株

(2) 当年度末株主数 44,516名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	453,639 ^{千株}	38.09%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	71,469	6.00
株式会社イトーヨーカ堂	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	45,000	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,559	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,150	2.27
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー フイデリテイフアンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	20,043	1.68
株式会社三井住友銀行	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	15,000	1.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000	0.83
株式会社野村総合研究所	10,000	0.83
日本電気株式会社	10,000	0.83

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(128株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. エフエムアール エルエルシーから平成26年1月10日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成25年12月31日現在、72,997,900株(保有割合6.13%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称	株式会社セブン銀行 第1回-①新株予約権	株式会社セブン銀行 第2回-①新株予約権
発行決議	平成20年6月18日	平成21年7月10日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	157個（4名）	171個（4名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	157個（4名）	171個（4名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 157,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 171,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり236,480円	新株予約権 1個当たり221,862円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。
名称	株式会社セブン銀行 第2回-②新株予約権	株式会社セブン銀行 第3回-①新株予約権
発行決議	平成21年7月10日	平成22年7月9日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	9個（1名）	423個（5名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	9個（1名）	423個（5名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 423,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり221,862円	新株予約権 1個当たり139,824円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。

名称	株式会社セブン銀行 第4回-①新株予約権	株式会社セブン銀行 第4回-②新株予約権
発行決議	平成23年7月1日	平成23年7月1日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	440個（5名）	16個（1名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	440個（5名）	16個（1名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 440,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 16,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり127,950円	新株予約権 1個当たり127,950円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。

名称	株式会社セブン銀行 第5回-①新株予約権	株式会社セブン銀行 第6回-①新株予約権
発行決議	平成24年7月6日	平成25年7月5日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	363個（6名）	216個（6名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	363個（6名）	216個（6名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 363,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 216,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり175,000円	新株予約権 1個当たり312,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで	平成25年8月6日から 平成55年8月5日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。

(注) 1. 株式会社セブン銀行第1回-①新株予約権の内容については、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正されており、上記表中にはかかる修正後の内容を記載しております。

2. 第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、平成23年12月1日付で実施した普通株式1株を1,000株とする株式分割に伴い調整された後の株式数を記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

名称	株式会社セブン銀行 第6回-②新株予約権
発行決議	平成25年7月5日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	43個（7名）
うち執行役員	43個（7名）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 43,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり312,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成25年8月6日から 平成55年8月5日まで
新株予約権の主な行使条件	執行役員の地位を喪失した日（取締役就任の場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り行使できる。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 公認会計士 宮田 世紀	50	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

8 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS. グループの一員として、セブン&アイHLDGS. グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理の基本方針」を定め、取締役は、「子会社管理の基本方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。
- ⑧ 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項
人事部担当役員は、監査役室所属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。
- ⑨ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役、内部監査部署は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

第13期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	504,462	預 金	437,588
現 金	479,533	普 通 預 金	227,728
預 け 金	24,928	定 期 預 金	209,703
コ ー ル ロ ー ン	15,000	そ の 他 の 預 金	157
有 価 証 券	110,394	譲 渡 性 預 金	760
国 債	81,059	借 用 金	21,000
社 債	15,000	借 入 金	21,000
株 式	2,261	社 債	115,000
そ の 他 の 証 券	12,072	そ の 他 負 債	59,511
貸 出 金	5,257	未 払 法 人 税 等	8,481
当 座 貸 越	5,257	未 払 費 用	5,300
そ の 他 資 産	102,149	A T M 仮 受 金	40,966
前 払 費 用	427	資 産 除 去 債 務	334
未 収 収 益	8,052	そ の 他 の 負 債	4,429
A T M 仮 払 金	92,786	賞 与 引 当 金	377
そ の 他 の 資 産	882	負 債 の 部 合 計	634,237
有 形 固 定 資 産	27,314	(純資産の部)	
建 物	1,518	資 本 金	30,509
A T M	22,408	資 本 剰 余 金	30,509
その他の有形固定資産	3,387	資 本 準 備 金	30,509
無 形 固 定 資 産	19,569	利 益 剰 余 金	89,749
ソ フ ト ウ ェ ア	16,004	利 益 準 備 金	0
ソフトウェア仮勘定	3,557	そ の 他 利 益 剰 余 金	89,749
その他の無形固定資産	6	繰 越 利 益 剰 余 金	89,749
前 払 年 金 費 用	65	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	1,224	株 主 資 本 合 計	150,767
貸 倒 引 当 金	△56	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3
		新 株 予 約 権	371
		純 資 産 の 部 合 計	151,142
資 産 の 部 合 計	785,380	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	785,380

第13期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	99,832
資金運用収益	809
貸出金利息	613
有価証券利息	118
コールローン利息	66
預け金利息	10
役員取引等収益	98,892
受入為替手数料	1,208
A T M 受入手数料	94,381
その他の役員収益	3,303
その他の業務収益	81
外国為替売買益	81
その他の経常収益	49
貸倒引当金戻入益	9
その他の経常収益	40
経常費用	62,690
資金調達費用	1,806
預金利息	497
譲渡性預金利息	18
コールマネー利息	14
借入金利息	308
社債利息	967
役員取引等費用	12,911
支払為替手数料	660
A T M 設置支払手数料	11,386
A T M 支払手数料	560
その他の役員費用	304
その他の業務費用	0
国債等債券売却損	0
営業経常費用	47,961
その他の経常費用	10
経常利益	37,142
特別損失	1,007
固定資産処分損	1,007
税引前当期純利益	36,135
法人税、住民税及び事業税	13,889
法人税等調整額	△80
法人税等合計	13,809
当期純利益	22,325

第13期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利 益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当事業年度期首残高	30,509	30,509	30,509	0	75,759	75,759	△0	136,778	
当事業年度変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	△8,336	△8,336	－	△8,336	
当期純利益	－	－	－	－	22,325	22,325	－	22,325	
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0	
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	
当事業年度変動額合計	－	－	－	－	13,989	13,989	△0	13,989	
当事業年度末残高	30,509	30,509	30,509	0	89,749	89,749	△0	150,767	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当事業年度期首残高	21	21	291	137,091
当事業年度変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△8,336
当期純利益	－	－	－	22,325
自己株式の取得	－	－	－	△0
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）	△18	△18	80	62
当事業年度変動額合計	△18	△18	80	14,051
当事業年度末残高	3	3	371	151,142

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～18年
A T M	5年
その他	2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、米国子会社の買収や新型ATMへの入替をはじめとする設備投資など、事業構造や当社を取り巻く事業環境の変化を契機とし、有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、当社において、定額法を採用したほうが収益と費用の対応関係がより適切であり、当社の経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当事業年度において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

この変更により、従来の方々に比べて、当事業年度の経常利益は3,935百万円、税引前当期純利益は3,926百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

5. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の内訳として表示しておりました「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 12,072百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は6百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券96,060百万円を差し入れております。
また、その他の資産には保証金783百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,017百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが3,017百万円あります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 36,910百万円
9. 関係会社に対する金銭債権総額 71百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 28,829百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益	
役務取引等に係る収益総額	779百万円
その他の取引に係る収益総額	6百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	10,807百万円
その他の取引に係る費用総額	78百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	0	0	—	0	(注)
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の取得によるものであります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものではありません。

(注) 時価を把握することがきわめて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,072
合 計	12,072

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	281	151	129
	債券	94,061	94,021	39
	国債	81,059	81,023	36
	社債	13,001	12,997	3
	小計	94,342	94,173	169
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	1,836	2,000	△ 164
	債券	1,999	2,000	△ 0
	社債	1,999	2,000	△ 0
	小計	3,835	4,000	△ 164
合計		98,178	98,173	4

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	144
合計	144

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	1,000	—	0
国債	1,000	—	0
合計	1,000	—	0

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)
該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	582百万円
減価償却費損金算入限度超過額	187
賞与引当金	134
ストック・オプション費用	132
資産除去債務	119
未払金(旧役員退職慰労引当金)	70
貸倒引当金損金算入限度超過額	20
減損損失	4
その他	49
繰延税金資産合計	1,300
繰延税金負債	
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△51
前払年金費用	△23
その他有価証券評価差額金	△1
繰延税金負債合計	△76
繰延税金資産の純額	1,224百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は60百万円減少し、法人税等調整額は60百万円増加しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接38.09%	ATM設置及び管理業務に関する契約資金取引	ATM設置支払手数料の支払(注)1.	10,807	未払費用(注)2.	960

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社等	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	東京都千代田区	10	金融関連事業	—	資金取引	譲渡性預金の受入(注)2.	18,602	譲渡性預金	—
							譲渡性預金利息(注)1.	17	未払費用	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(4) 役員及び個人株主等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	126円59銭
1株当たりの当期純利益金額	18円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18円71銭

(重要な後発事象)

該当ありません。

第13期末 (平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	504,987	預 金	437,588
コ ー ル ロ ー ン	15,000	譲 渡 性 預 金	760
有 価 証 券	98,322	借 用 金	21,000
貸 出 金	5,257	社 債	115,000
A T M 仮 払 金	92,786	未 払 法 人 税 等	8,481
そ の 他 資 産	9,633	A T M 仮 受 金	40,966
有 形 固 定 資 産	28,588	そ の 他 負 債	10,756
建 物	1,518	賞 与 引 当 金	396
A T M	23,481	退 職 給 付 に 係 る 負 債	120
その他の有形固定資産	3,588	繰 延 税 金 負 債	1,899
無 形 固 定 資 産	34,568	負 債 の 部 合 計	636,968
ソ フ ト ウ ェ ア	16,250	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	8,141	資 本 金	30,509
その他の無形固定資産	10,176	資 本 剰 余 金	30,509
繰 延 税 金 資 産	1,290	利 益 剰 余 金	88,520
貸 倒 引 当 金	△56	自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	149,539
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,613
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△119
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,497
		新 株 予 約 権	371
		純 資 産 の 部 合 計	153,408
資 産 の 部 合 計	790,377	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	790,377

第13期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金	額
経常収益	809	105,587
資金運用収益	613	
貸出金利息	118	
有価証券利息	66	
コールロ一ン利息	10	
預け金利息	104,533	
役員取引等収益	1,208	
受入為替手数料	100,021	
ATM受入手数料	3,303	
その他の役務収益	81	
その他の業務収益	163	
その他の經常収益	9	
貸倒引当金戻入益	154	
その他の費用	69,801	
資金調達費用	1,806	
預金利息	497	
譲渡性預金利息	18	
コールマネ一利	14	
借入金利息	308	
社債利息	967	
役員取引等費用	16,291	
支払為替手数料	660	
ATM設置支払手数料	14,249	
ATM支払手数料	954	
その他の役務費用	427	
その他の業務費用	0	
その他の經常費用	51,693	
その他の經常費用	10	
経常利益	35,786	
特別損失	1,028	
固定資産処分損	1,028	
税金等調整前当期純利益	34,758	
法人税、住民税及び事業税	13,885	
法人税等調整額	△363	
法人税等合計	13,522	
少数株主損益調整前当期純利益	21,236	
当期純利益	21,236	

第13期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	30,509	30,509	75,621	△0	136,639
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△8,336	－	△8,336
当 期 純 利 益	－	－	21,236	－	21,236
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	12,899	△0	12,899
当 期 末 残 高	30,509	30,509	88,520	△0	149,539

	その他の包括利益累計額				新 株 予約権	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	21	1,092	－	1,114	291	138,045
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△8,336
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	21,236
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18	2,520	△119	2,383	80	2,463
当 期 変 動 額 合 計	△18	2,520	△119	2,383	80	15,363
当 期 末 残 高	3	3,613	△119	3,497	371	153,408

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名

Financial Consulting & Trading International, Inc.

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
12月末日 1社
- (2) 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、その決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時の費用として処理しております。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～18年
A T M	5年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき定額法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、米国子会社の買収や新型A T Mへの入替をはじめとする設備投資など、事業構造や当社を取り巻く事業環境の変化を契機とし、有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、当社において、定額法を採用したほうが収益と費用の対応関係がより適切であり、当社の経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当連結会計年度において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益は3,935百万円、税金等調整前当期純利益は3,926百万円増加しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査をしております。

②賞与引当金

当社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法についてはポイント基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
----------	---

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、当該子会社及び子法人等の決算日等の為替相場により換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が120百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が119百万円減少しております。

未適用の会計基準等

1. 退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微となる見込みです。

2. 企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「其他負債」に含めていた「未払法人税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は6,203百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は6百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券96,060百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金823百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,017百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが3,017百万円あります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 37,346百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,949	—	—	1,190,949	
合 計	1,190,949	—	—	1,190,949	
自己株式					
普通株式	0	0	—	0	(注)
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				371	
合計			—				371	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	4,168百万円	3円50銭	平成25年3月31日	平成25年6月3日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	4,168百万円	3円50銭	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月23日 取締役会	普通株式	4,763百万円	利益剰余金	4円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月2日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ATM装填用現金等の運転資金及びATM・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けに、ごく小口の貸出業務を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてATM事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、国債等及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先または発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス（極度型カードローン）であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ATMに関する決済業務及びALM操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却・引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場性リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するALM委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（VaR）を計測しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、平成26年3月31日時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,085百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	504,986	504,986	—
(2) コールローン（*）	14,956	14,956	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	98,178	98,178	—
(4) 貸出金	5,257		
貸倒引当金（*）	—		
	5,257	5,257	—
(5) A T M仮払金（*）	92,784	92,784	—
資産計	716,162	716,162	—
(1) 預金	437,588	438,160	571
(2) 譲渡性預金	760	760	—
(3) 借入金	21,000	21,277	277
(4) 社債	115,000	115,686	686
(5) A T M仮受金	40,966	40,966	—
負債計	615,314	616,849	1,535

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) A T M仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) A T M仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	144
合 計	144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	25,453	—	—	—	—	—
コールローン	15,000	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち 満期のあるもの	50,500	45,500	—	—	—	—
うち国債	50,500	30,500	—	—	—	—
うち社債	—	15,000	—	—	—	—
貸出金(*2)	5,250	—	—	—	—	—
A T M仮払金	92,786	—	—	—	—	—
合 計	188,990	45,500	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない6百万円は含めておりません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	353,133	47,294	37,160	—	—	—
譲渡性預金	760	—	—	—	—	—
借入金	5,000	6,000	—	10,000	—	—
社債	20,000	—	45,000	30,000	20,000	—
A T M仮受金	40,966	—	—	—	—	—
合 計	419,859	53,294	82,160	40,000	20,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (平成26年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (平成26年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券 (平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	281	151	129
	債券	94,061	94,021	39
	国債	81,059	81,023	36
	社債	13,001	12,997	3
	小計	94,342	94,173	169
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,836	2,000	△ 164
	債券	1,999	2,000	△ 0
	社債	1,999	2,000	△ 0
	小計	3,835	4,000	△ 164
合計		98,178	98,173	4

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	1,000	—	0
国債	1,000	—	0
合計	1,000	—	0

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業経費 80 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 4名	当社取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左

	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成24年8月6日	同左	平成25年8月5日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成24年8月7日から平成54年8月6日まで	同左	平成25年8月6日から平成55年8月5日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	157,000	7,000	171,000	23,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	157,000	7,000	171,000	23,000

	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	423,000	25,000	440,000	104,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	423,000	25,000	440,000	104,000

	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	216,000	43,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	216,000	43,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	363,000	77,000	—	—
権利確定	—	—	216,000	43,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	363,000	77,000	216,000	43,000

②単価情報

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 221,862円

	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 127,950円

	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価	新株予約権 1個当たり 175,000円	新株予約権 1個当たり 175,000円	新株予約権 1個当たり 312,000円	新株予約権 1個当たり 312,000円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第6回①新株予約権及び第6回②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第6回① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性 (注) 1.	32.233%	32.233%
予想残存期間 (注) 2.	6.03年	6.03年
予想配当 (注) 3.	6.75円/株	6.75円/株
無リスク利率 (注) 4.	0.405%	0.405%

- (注) 1. 5年5か月間(平成20年2月29日から平成25年8月5日まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 在職中の職員の、平成25年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 付与日における直近の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は60百万円減少し、法人税等調整額は60百万円増加しております。

(企業結合等関係)

事業の譲受

当社の連結子会社Financial Consulting & Trading International, Inc. (以下「FCTI」)は、Global Access Corp. 及びその子会社(合わせて以下「Global Access」)が保有するATM事業について、Global Accessとの間で資産譲渡契約を締結し、平成25年9月27日に実行しました。

1. 事業譲受の概要

(1) 事業譲受の相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Global Access Corp. 及びその子会社2社
 取得した事業の内容 ATM事業

(2) 企業結合を行った主な理由

FCTIの米国ATM事業について、規模拡大及びこれに伴うコスト競争力の向上のほか、効率的な運営に必要な拠点の確保、将来を睨んだ顧客層の拡大、米国ATM事業に精通する人材の確保等が可能と見込まれるため。

(3) 企業結合日

平成25年9月27日

- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業の譲受
- (5) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社である F C T I が、現金を対価とする事業の譲受を行ったことによります。
2. 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間
平成25年9月27日から平成25年12月31日まで
3. 取得した事業の取得原価及びその内訳
取得の対価 10百万米ドル
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
1百万米ドル
- (2) 発生原因
主として取得した事業の今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
重要性が乏しいため、発生時の費用として全額償却しております。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- (1) 資産の額
- | | |
|----------------|---------|
| 資産合計 | 13百万米ドル |
| うち有形固定資産 | 6百万米ドル |
| うちのれん以外の無形固定資産 | 3百万米ドル |
- (2) 負債の額
- | | |
|------|--------|
| 負債合計 | 2百万米ドル |
|------|--------|
6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- (1) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳
- | | |
|--------|--------|
| 顧客関連資産 | 3百万米ドル |
| 合計 | 3百万米ドル |
- (2) 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- | | |
|--------|----|
| 顧客関連資産 | 6年 |
| 合計 | 6年 |
7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	128円49銭
1株当たりの当期純利益金額	17円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	17円80銭

(重要な後発事象)

該当ありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田裕行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田世紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、当事業年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、当連結会計年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 池田 俊明 ㊞

監査役 片田 哲也 ㊞

監査役 牛尾 奈緒美 ㊞

監査役 松尾 邦弘 ㊞

(注) 監査役 片田哲也、監査役 牛尾奈緒美、監査役 松尾邦弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

現任取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あんざい たかし 安 齋 隆 (昭和16年1月17日生)	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現任） 平成22年6月 当社代表取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	560,200株
2	わかすぎ まさとし 若 杉 正 敏 (昭和21年1月19日生)	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーバーグ証券会社（現UBS証券会社）マネージングダイレクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役副会長執行役員（現任）	326,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	ふたごいし けんすけ 二子石 謙 輔 (昭和27年10月6日生)	昭和52年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱 UFJフィナンシャル・グループ） リテール企画部長 平成14年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀 行）五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年11月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長（現任） [担当] 監査部	217,000株
4	ふなたけ やすあき 舟 竹 泰 昭 (昭和31年11月29日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員企画部長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員企画部長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員（現任） [担当] 企画部、総務部、業務サポート部	173,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	<p style="text-align: center;">いしぐろ かずひこ 石 黒 和 彦 (昭和32年12月2日生)</p>	<p>昭和55年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行</p> <p>平成10年11月 同行システム部（東京）次長</p> <p>平成13年4月 株式会社ユーフィット（現TIS株式会社）出向 取締役</p> <p>平成16年4月 UFJIS株式会社（現三菱UFJインフォメー ションテクノロジー株式会社）出向 取締役</p> <p>平成18年3月 同社出向 常務取締役</p> <p>平成21年5月 当社入社</p> <p>平成21年5月 当社執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役執行役員システム部長</p> <p>平成25年6月 当社取締役常務執行役員システム部長</p> <p>平成26年4月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>〔担当〕 システム部、ATMソリューション部、リテール営業部、 事業開発部</p>	23,400株
6	<p style="text-align: center;">おおいずみ たく 大 泉 琢 (昭和31年10月24日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本銀行入行</p> <p>平成14年11月 同行横浜支店長</p> <p>平成18年7月 同行決済機構局長</p> <p>平成20年4月 同行発券局長</p> <p>平成22年7月 当社入社</p> <p>平成23年1月 当社執行役員</p> <p>平成24年6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成25年10月 当社取締役常務執行役員海外事業部長</p> <p>平成26年4月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>平成26年5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役 (現任)</p> <p>〔担当〕 調査部、資金証券部、ATM業務管理部、国際事業部</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役</p>	6,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
7	<p style="text-align: center;">おおはし ようじ 大 橋 洋 治 (昭和15年1月21日生)</p>	<p>昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成20年6月 日本原子力発電株式会社監査役 平成22年10月 株式会社テレビ東京ホールディングス取締役（現任） 平成25年4月 ANAホールディングス株式会社取締役会長（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 ANAホールディングス株式会社取締役会長</p>	2,200株
8	<p style="text-align: center;">みやざき ゆうこ 宮 崎 裕 子 (昭和26年7月9日生)</p>	<p>昭和54年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任） 昭和54年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所（現任） 昭和59年8月 世界銀行法務部カウンセラー（昭和61年8月迄） 平成24年6月 当社取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
9	<p style="text-align: center;">おおはし しゅうじ 大 橋 周 治 (昭和13年11月23日生)</p>	<p>昭和36年4月 社団法人日本能率協会（現株式会社日本能率協会 コンサルティング）入社</p> <p>昭和50年5月 公認会計士登録</p> <p>平成3年6月 同社常務取締役海外本部長</p> <p>平成5年9月 JMAC AMERICA, INC. 代表取締役社長</p> <p>平成13年6月 株式会社日本能率協会コンサルティング顧問 （現任）</p> <p>平成25年6月 当社取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）</p>	2,100株
10	<p style="text-align: center;">おきな ゆり 翁 百合 (昭和35年3月25日生)</p>	<p>昭和59年4月 日本銀行入行</p> <p>平成4年4月 株式会社日本総合研究所入社</p> <p>平成12年7月 金融庁金融審議会委員</p> <p>平成13年9月 慶應義塾大学大学院特別招聘教授</p> <p>平成18年6月 株式会社日本総合研究所理事（現任）</p> <p>平成20年4月 早稲田大学客員教授（現任）</p> <p>平成20年6月 日本郵船株式会社取締役（現任）</p> <p>平成20年7月 総合研究開発機構理事（現任）</p> <p>平成25年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成26年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本総合研究所理事</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	しみず あきひこ 清水 明彦 (昭和27年3月16日生)	<p>平成6年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社</p> <p>平成16年5月 同社執行役員</p> <p>平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 経理部シニアオフィサー</p> <p>平成18年1月 同社執行役員経理部シニアオフィサー</p> <p>平成24年5月 同社取締役執行役員経理部シニアオフィサー（現任）</p> <p>平成25年6月 当社取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員 経理部シニアオフィサー</p>	20,000株

- 注1. 候補者清水明彦氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役執行役員経理部シニアオフィサーを兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏、翁百合氏及び清水明彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- 大橋洋治氏は、ANAホールディングス株式会社の代表取締役や社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・識見等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 宮崎裕子氏は、租税法及び企業法務を専門とする弁護士であり、その法律知識・豊富な経験等を、現に当社の経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - 大橋周治氏は、公認会計士としての専門的な知識、経営コンサルタントとしての幅広い見識及び会社経営者としての豊富な経験を、当社の経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 翁百合氏は、長年にわたる金融システム及び金融行政に関する研究や金融庁金融審議会に携わった経験を、当社の経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役として適任であると考えております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - 清水明彦氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役としての経験を当社の経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役として適任であると考えております
4. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 翁百合氏が取締役に就任している日本郵船株式会社は、特定自動車輸送業務に関し違反行為があったとして、平成26年3月に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該命令の対象たる行為を認識しておりませんが、日頃から法令遵守について意見表明を行っており、事実判明後は、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明するなど、法令遵守体制の更なる強化に務めています。
5. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏、翁百合氏及び清水明彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大橋洋治氏は6年、宮崎裕子氏は2年、大橋周治氏、翁百合氏及び清水明彦氏は1年となります。
6. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏、翁百合氏及び清水明彦氏は、現在当社の社外取締役であり、

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

7. 候補者大橋洋治氏、大橋周治氏及び翁百合氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として同取引所に対し届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、片田哲也氏は任期満了となり、また監査体制の強化及び充実を図るため監査役1名を増員したいため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	かただ てつや 片田 哲也 (昭和6年10月15日生)	昭和28年4月 株式会社小松製作所入社 昭和53年3月 同社取締役 昭和58年3月 同社常務取締役 昭和62年3月 同社専務取締役 昭和63年6月 同社代表取締役副社長 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成7年5月 社団法人経済団体連合会（現社団法人日本経済団体連合会）評議員会副議長 平成7年6月 株式会社小松製作所代表取締役会長 平成10年12月 金融再生委員会委員 平成11年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成11年6月 株式会社小松製作所取締役会長 平成13年1月 金融庁金融審議会委員（平成17年1月迄） 平成13年6月 株式会社小松製作所取締役相談役 平成14年11月 金融庁政策評価に関する有識者会議座長 平成15年6月 株式会社小松製作所相談役特別顧問 平成17年7月 同社顧問（現任） 平成22年6月 当社監査役（現任）	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2 ※	ひらい いさむ 平井 勇 (昭和26年2月26日生)	昭和53年7月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成4年2月 同社資金部総括マネジャー 平成12年2月 同社経営企画部総括マネジャー（平成13年4月同社退職） 平成13年4月 当社取締役企画部長（平成18年5月当社退職） 平成18年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン執行役員企画室企画部長 平成19年5月 同社常務執行役員企画室長 平成21年1月 同社常務執行役員会計管理本部副本部長 平成22年1月 同社執行役員会計管理本部副本部長 兼 企業行動推進室 室長 平成24年1月 同社執行役員オーナー相談部長 平成24年3月 同社オーナー相談部総括マネジャー（現任）	100,000株

- 注1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者平井勇氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン-イレブン・ジャパンの業務執行者（オーナー相談部総括マネジャー）であります。
候補者片田哲也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者平井勇氏は、本株主総会日付で株式会社セブン-イレブン・ジャパンを退職する予定であります。
4. 候補者片田哲也氏は社外監査役候補者であります。
5. 片田哲也氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験、各種経済団体での幅広い見識及び金融政策審議に長年携わられた経験を有しており、当社経営全般の監視と有効な助言が期待できますので、社外監査役として適任であると考えております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 候補者片田哲也氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします。）。当社は各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
7. 候補者片田哲也氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対し届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

【電磁的方法による議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までの間は取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は、米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月18日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00）
--

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
 東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
 電話 (03) 3432-1111 (代表)



J R線・東京モノレール

都営地下鉄三田線

都営地下鉄浅草線・大江戸線

都営地下鉄大江戸線

東京メトロ日比谷線

浜松町駅から

御成門駅 (A1出口) から

大門駅 (A6出口) から

赤羽橋駅 (赤羽橋口) から

神谷町駅 (3番出口) から

徒歩10分

徒歩1分

徒歩7分

徒歩7分

徒歩10分